

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和2年9月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 土木部
2 監査対象年度 令和元年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。（下水道課）</p> <p>(イ) 県外旅費について、夕食代相当額を支給していないものがあつた。（土木監理課）</p> <p>(ウ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。（河川砂防課）</p> <p>(エ) 県外旅費について、経路検索を誤り、過大に支給されているものが複数あつた。（都市計画課）</p> <p>(オ) 自家用車を使用した出張について、旅費が過大に支給されているものがあつた。また、支払が5ヶ月遅延しているものがあつた。（高松港管理事務所）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 支給されていなかつた旅費について、直ちに支給した。今後は、支給漏れがないよう、旅費精算の内容を十分に確認する。</p> <p>(イ) 未払いの旅費を直ちに支給した。今後は、複数の職員で確認を行うなどの再発防止に努め、適正な事務処理を徹底する。</p> <p>(ウ) 直ちに修正入力をし、手当の支給手続を行つた。今後は、支給に誤りがないよう、複数職員でシステム入力内容の確認を徹底する。</p> <p>(エ) 過大に支給されていた旅費については、直ちに返納手続を行つた。また、職員に対して、旅費システムでの経路検索方法について周知を行つた。</p> <p>(オ) 過大支給について、直ちに返納の手続を行つた。今後は、複数の職員により算定の確認を行うことを徹底する。また、旅行完了後、速やかに報告を行うとともに支給手続を行う。</p>